

議案第 1 号

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年 2月17日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 北川 裕之

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

### (不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第7条第1号に掲げる情報とする。

### (開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない開示請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報（電磁的記録を除く。）の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）の機関（議会を除く。以下同じ。）が定めるところにより、当該写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用を負担しなければならない。

### (開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内（法第86条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、29日以内）にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内（法第86条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、44日以内）にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、組合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、組合の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第9条 組合の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の廃止)
- 2 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）は、廃止する。  
(伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第9条の2の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧実施機関個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならな

い義務については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前項の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧実施機関個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧実施機関個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第10条第1項若しくは第2項（旧個人情報保護条例第23条第2項又は第23条の8第2項において準用する場合を含む。）又は旧個人情報保護条例第23条第1項若しくは第23条の8第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 附則第2項の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
- 8 旧個人情報保護条例第27条の規定による旧個人情報保護条例の運用状況の公表については、なお従前の例による。
- （伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部改正）
- 9 伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を次のように改正する。
- 第11条第1項中「実施機関に到達した日から起算して15日」を「あった日から4日」に、「30日」を「29日」に改める。
- 第12条中「実施機関に到達した日から起算して30日」を「あった日から29日」に、「45日」を「44日」に改める。
- 第17条を次のように改める。

(公開請求に係る手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、公文書(電磁的記録を除く。)の写しの交付又は電磁的記録の公開を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付又は電磁的記録の公開に要する費用を負担しなければならない。

(伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

10 伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成29年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例(平成19年条例第2号)第2条第1号」を削り、同条第2項中「次に掲げる者」を「次に掲げる規定により諮問した伊賀南部環境衛生組合(以下「組合」という。)の機関(第1号の場合にあつては、実施機関)」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第19条第1項の規定

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定

第3条を次のように改める。

(設置等)

第3条 諮問庁による諮問に応じ、審査請求についての調査審議をするほか、法又は条例によりその権限に属させられた事項を行うため、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開又は個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、組合の機関に意見を述べることができる。

第8条第1項中「第2条第2項」を「第11条第1項に規定する公開決定等に係る同条例第2条第2項」に、「伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(委員による調査手続)

第10条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

1 1 前項の規定の施行前に同項の規定による改正前の伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条各号列記以外の部分に規定する諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。